化学製品ＰＬ相談センター　　2008 年 1 月 10 日発行

アクティビティーノート〈第 131 号〉

Contents

2007 年 12 月度における受付相談事例を中心に記載しています。

1．相談業務
　1.1.　2007 年 12 月度　相談受付件数（P. 1）
　1.2.　受付相談事例および内容の紹介（P. 2～11）
2．ちょっと注目「『化粧品』などの効能および表示について」（P. 12）
3．入手資料の紹介（P. 13）
4．メディア情報から（P. 13）
5．Living の化学「エチレン」（P. 14）

1．　相談業務

1．1．　相談受付件数

2007 年 12 月度 相談受付件数（ 11／17～12／17　実働 : 20 日）

	事故クレーム関連相談	品質クレーム関連相談	クレーム関連意見･報告等	一般相談等	意見･報告等	合計	構成比
消費者･消費者団体	6	1	0	6	0	**13**	52%
消費生活Ｃ･行政	3	1	0	4	0	**8**	32%
事業者･事業者団体	1	0	0	2	0	**3**	12%
メディア･その他	1	0	0	0	0	**1**	4%
合計	**11**	**2**	**0**	**12**	**0**	**25**	
構成比	44%	8%	0%	48%	0%		100%

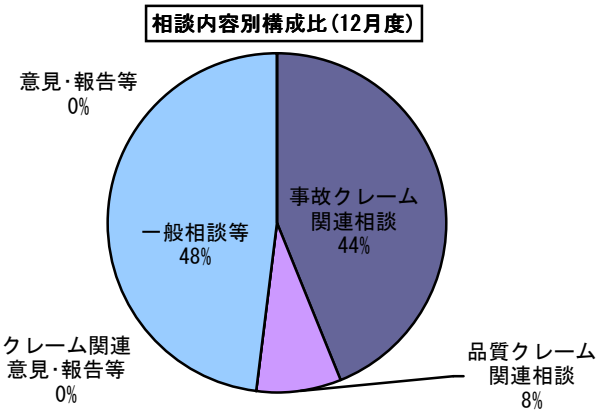

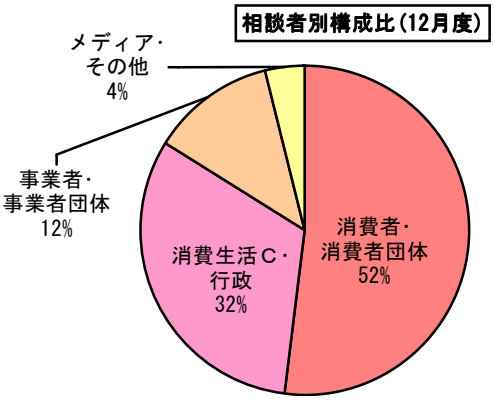

相談内容区分（改訂 2003 年 8 月）

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的･物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に対する苦情
クレーム関連意見･報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見･要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談･問い合わせ等
意見･報告等	一般的な意見･報告･情報の提供を受けたもの

１．２．　受付相談事例および内容の紹介

―クレーム関連事案は全て紹介しています。

◆ 事故クレーム関連相談－１１件

1. 「４ヵ月前、テレビショッピングで購入したシャンプー(外国製)で髪を洗ってすすぐ際、シャンプーが目に入り、痛くて目が開けられなくなった。すぐに救急車を呼んで病院に行き、応急処置をしてもらった。『アルカリ性外傷』と診断され、目の激痛と発熱が３日くらい続き、一時は視力が0.1以下になった。シャンプーの発売元に申し出たところ、見舞いに来たので、治療費･通院交通費･慰謝料を要求したところ、『医師の診断書を送ってほしい』と言われた。そこで診断書を送ったところ、『当社の製品には問題がないので、要求には応じられない』と言われた」という相談を２ヵ月半前に受けた。当方から発売元に要求内容を記した文書を送ったところ、その半月後に「被害との因果関係を示すように」と言われたので、シャンプーを分析して、原因を明らかにしてほしい。なお、現在、依頼人は、ほぼ元の視力に回復しているが、眼球に傷が残っているとのことである。〈その他(弁護士)〉→当センターでは分析等は行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.jiko.nite.go.jp/network/index.html)が、また独立行政法人　国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています。ただし、検査費用は依頼者本人の負担となります。また、分析によって何を明らかにしたいのかを明確にしておく必要があるため、まずは使用されたシャンプーの成分等を踏まえて、因果関係に関する医師の見解をご確認ください。

2. ホームセンターで購入したロープ(外国製)で二人で遊んでいた際、ロープの繊維くずが自分の目に入り、目が充血して鼻水が止まらなくなった。翌日、医師の診察を受け、処方された抗生物質を服用して治ったが、その後、二人とも顔や頭の皮が日焼けしたときのようにむけてきた。ロープに何か有害な物質が含まれていると思うので、分析して調べてほしい。〈消費者〉→当センターでは分析等は行っておりません。ご希望であれば、独立行政法人 製品評価技術基盤機構の「原因究明機関ネットワーク」(http://www.jiko.nite.go.jp/network/index.html)に登録されている検査機関をご紹介しますが、検査費用は依頼者本人の負担となります。また、どのような成分が含まれているかが分からず、対象物質が特定できないまま漠然と分析するのは極めて困難と思われます。まずは販売元に事情を説明し、ロープに使用されている材質等についてお問い合わせください。また、皮膚の異常については医師にご相談ください。

3. ホルムアルデヒド対策に取り組んでいると宣伝している業者に依頼して、１ヵ月半くらい前に居間（８畳洋間）のリフォーム工事（壁・天井のクロスと床材の張替え等）を行った。その直後から臭いがして、２週間くらい経つと目がチカチカするようになり、頭痛や鼻づまりなどの症状が現れた。夫は外出時間が長いためか、特に体に異常はない。施工業者に申し出て、第三者機関による化学物質の室内濃度測定を実施してもらった。その結果は、厚生労働省の指針値と比較すると、ホルムアルデヒドは2.6倍、トルエン、キシレン、スチレンは指針値以下であった。指針値の2.6倍というのはどのくらいのレベルか。また、使用した建材のホルムアルデヒド放散量の等級を施工業者に問い合わせたところ、いずれも「Ｆ☆☆☆☆」（※合板・塗料・接着剤などのホルムアルデヒド放散量について、日本農林規格（ＪＡＳ）や日本工業規格（ＪＩＳ）が定めている等級で、放散量が少ない順に「Ｆ☆☆☆☆」から「Ｆ☆」まである）とのことであったが、実際に指針値を超えるホルムアルデヒドが検出されたり、体調不調を起こしたりしていることから、本当に「Ｆ☆☆☆☆」の建材が使用されているのか疑わしい。施工業者が「ホルムアルデヒド吸収シート」を敷いてくれたのだが、それは効果があるのか。〈消費者〉→厚生労働省の指針値は、「現時点で入手可能な毒性に係る科学的知見から、人間がその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても、健康への有害な影響は受けないであろうと判断される値」です。化学物質に対する感受性には個人差もあるため、人体に与える影響の有無については一概に言及することはできません。本当に「Ｆ☆☆☆☆」の建材が使用されているのかについては、指針値の2.6倍のホルムアルデヒドが検出された原因に関する施工業者の見解をまずは確認してください。また、「ホルムアルデヒド吸収シート」の効果については、当センターは特定の商品についてお答えできる立場にはありませんので、施工業者またはそのシートのメーカーにお問い合わせください。体調不調については、医師にご相談ください。なお、部屋の換気も心がけてください。

4. 子供と二人で住むために、３年半くらい前に注文住宅を建築した。自分は今までにモデルハウスに行って体調が悪くなったことがあったため、建材には「Ｆ☆☆☆☆」（※合板・塗料・接着剤などのホルムアルデヒド放散量について、日本農林規格（ＪＡＳ）や日本工業規格（ＪＩＳ）が定めている等級で、放散量が少ない順に「Ｆ☆☆☆☆」から「Ｆ☆」まである）のものを、壁には無垢材を、石膏ボードにはホルムアルデヒドを吸着・分解する効果のあるものを使用して、接着剤はなるべく使用しないように、またシロアリ駆除剤は使用しないように、施工業者に依頼していた。しかし完成後の住宅で臭いが気になったので、１ヵ月経ってから入居したが、それでも体調不調を起こした。施工業者に申し出て、第三者機関による化学物質の室内濃度測定を実施してもらった。その結果、厚生労働省の指針値の

1.5倍のキシレンが検出されたが、換気を続ければ大丈夫だろうという話になった。しかし、その後も体調不調は続き、外出している間は回復するのだが、３日間旅行して帰宅したところ、出かける前よりもさらに症状が悪化した。病院（A）で“シックハウス症候群”と診断され、そこの医師から受けたいくつかの指示に従ったが治らなかった。１年半前に、保健所に依頼して、再度室内濃度を測定してもらった。その結果、指針値より高濃度のホルムアルデヒドとアセトアルデヒドが検出されたが、発生源は特定できなかった。それから子供も体調を悪くしたので、現在は二人で別の家に住んでおり、前ほどではないが今も体調不調は続いている。自分は病院（B）で「農薬に対する感受性が強い」と言われ、また病院（C）では「ホルムアルデヒドに対する感受性が強い」と言われた。抗酸化剤が効くと聞いたので耳鼻咽喉科（D）の担当医に相談した上で散布したが、かえって症状が悪化した。施工業者とのこれまでの話し合いで、依頼した通りの効果がない石膏ボードが使用されたことや、シロアリ駆除剤が使用されていたことが判明した。また壁材も、無垢材でも天然成分としてホルムアルデヒドを含む場合があることが分かった。今後の対策について施工業者と交渉しているところであるが、体調不調の原因となっている物質を除去するか封じ込めるような化学製品があれば教えてほしい。〈消費者〉→当センターでは特定の商品の紹介はいたしかねます。施工業者、医師とよくご相談ください。また、引き続き部屋の換気を心がけてください。

5. ３週間くらい前に家具を購入してから体調が悪くなった。保健所に依頼してホルムアルデヒドの室内濃度を測定してもらったところ、厚生労働省の指針値(0.08ppm)を超えていたため、家具店と交渉して２週間前に返品した。その後も部屋の換気は続けており、炭を置くなどしているが、現在でも部屋に入ると顔のむくみ、咳などの症状が現れる。医師から「ホルムアルデヒドによる急性喘息」と診断され、治療中である。室内のホルムアルデヒドを減らす効果的な方法はないか。〈消費者〉→原因となっている物質を取り除いた後は、換気を続けることにより、時間が経つにつれ改善されてはいくでしょう。空気清浄機等もある程度の効果があると言われていますが、やはり換気が一番です。またホルムアルデヒドは水に溶けやすいため、洗えるものは洗い、洗えないものは水拭きをしてみるとよいでしょう。

6. ２週間くらい前に、子供部屋(12畳)にシステム家具(ベッド･勉強机)２組を設置したところ、臭いが強く、頭痛･鼻水などの症状が続いている。子供たちは部屋に入らせないようにし、夫もほとんど出入りしないため、症状が出たのは自分だけで、病院でアレルギー検査を受けて結果を待っている。家具の取扱説明書を確認したところ、外国製で、材質は「Ｆ

☆☆☆」(※合板･塗料･接着剤などのホルムアルデヒド放散量について、日本農林規格(ＪＡＳ)や日本工業規格(ＪＩＳ)が定めている等級で、放散量が少ない順に「Ｆ☆☆☆☆」から「Ｆ☆」まである)の「低ホルムアルデヒド材料」とのことだ。販売店に申し出たところ、「返品に応じる」と言われたが、子供たちが気に入っているので、自分のアレルギー検査の結果等を見てから決めたい。判断材料として、ホルムアルデヒドの室内濃度を調べてみたいが、どのようにすればよいか。〈消費者〉→おおよその値であれば、市販の検査キット等を使って自分で調べることもできます。また地域によっては保健所でもホルムアルデヒド等の室内濃度測定を行っているほか、住宅に関する相談機関である住宅紛争処理支援センターのホームページに、「室内空気中の化学物質の測定が実施できる分析機関一覧表」(http://www.chord.or.jp/shienc/sokukikan/sokukikan.htm)が掲載されています。しかしホルムアルデヒド以外の化学物質が原因となっている可能性も考えられるため、家具の詳しい材質について、事前に販売店に問い合わせてみるとよいでしょう。なお、化学物質に対する感受性には個人差もあるため、今後の使用については慎重に検討することをお勧めします。

7. 家具店から、「当店が販売したベッドについて、『臭いを感じたが、そのときは危険性はないと思い使用を続けたところ、２ヵ月くらいして体調が悪くなり、医師から「“化学物質過敏症”の可能性がある。更年期も影響しているかもしれない」と言われた』という苦情を２年前に受け、ベッドの返品に応じた。最近になって、『その後も体調が回復せず、仕事も出来ない』といって、治療費等を要求された。当該ベッドは既に処分してしまったので、その同等品と、『ベッドの臭いが移っている』というので当時使用していた寝具について、検査機関で検査している。お客様に納得していただくにはどのように説明すればよいか」という相談を受けている。〈消費生活Ｃ〉→今のお話だけでは、お客様に何を納得してほしいのか、ベッドと寝具の何を検査しているのか等、家具店の真意が分かりかねますが、検査の結果や因果関係に関する医師の見解等を確認し、それを踏まえて店としての対応方針を決定して、お客様に説明するしかないでしょう。

8. 当社が輸入販売した木製ベッドを約１年前に購入した人から、「２ヵ月くらい前から飼い始めた犬の目が充血し、目をかゆがる。ベッドから放散するホルムアルデヒドが原因ではないかと思うので、ベッドを返品したい。また、人体に対する影響を調査してほしい」という苦情を受けた。３年近く同じベッドを扱っていて、このような苦情は初めてだが、とりあえず返品に応じ、来週、飼い犬の症状の経過を見に行く予定である。ベッドの材料の一部に使用している合板(外国製)について、検査機関に依頼してホルムアルデヒドの放散

量を測定した結果、「Ｆ☆☆」(※合板･塗料･接着剤などのホルムアルデヒド放散量について、日本農林規格(ＪＡＳ)や日本工業規格(ＪＩＳ)が定めている等級で、放散量が少ない順に「Ｆ☆☆☆☆」から「Ｆ☆」まである)に該当することが分かった。ホルムアルデヒドの人体への影響等に関する情報を調べたい。〈事業者〉→国立医薬品食品衛生研究所のホームページに掲載されている国際化学物質安全性カード(http://www.nihs.go.jp/ICSC/)、独立行政法人 製品評価技術基盤機構の「化学物質総合情報提供システム」(http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html)等を紹介。

9. “ペットハウス”(外国製)を購入し、５日前(土曜日)から飼い犬(小型犬)に使わせようとしたが、初めは中に入りたがらず、気に入っていたぬいぐるみを入れて誘い込み、しばらく中にいた後に嘔吐した。月曜日に動物病院で診察を受け、血液検査の結果から「ネギ中毒」と診断され、点滴治療を受けたが、翌日になって死亡した。しかしネギは食べさせておらず、これまで特に健康上の問題はなかった。あらためて“ペットハウス”を確認したところ、何か臭いがすることに気付いた。材質表示がないので、布のようだが詳しいことは分からない。犬の死因を明らかにしたい」という相談を受けている。化学製品ＰＬ相談センターに同様の被害に関する相談が寄せられたことはあるか。〈消費生活Ｃ〉→当センターでは受付事例がありません。死因について獣医の見解を確認するとともに、状況からみて“ペットハウス”が原因と疑われるならば、“ペットハウス”のメーカーに申し出て調べてもらうか、貴センターまたは独立行政法人 国民生活センター等で検査が可能か検討してはいかがですか。

10. △△社の漂白剤を洗面台の下の収納棚に保管していたところ液漏れし、棚板が損傷した。△△社に申し出たところ、現場を確認に来て、「液漏れは容器の経年劣化によるもの」といって、棚の補修費用を負担してくれることになった。その後、棚の補修についてリフォーム業者と相談していた際、「やはり洗面台ごと交換するほうがよい」と言われた。そこで、「棚の補修の件は撤回する。洗面台を交換する費用を一部負担してほしい」と書いたＦＡＸを△△社に送ったところ、△△社から「棚の補修を撤回するのであれば、今回の話はなかったことにする。費用は一切支払えない」と言われた。どうすればよいか。なお、送ったＦＡＸは失くしてしまった。〈消費者〉→今のお話だけでは、当初、棚の補修費用を△△社が負担することに決まった経緯、それを撤回するという意思表明をしたＦＡＸの詳しい内容等が不明ですが、それらの事実関係を整理した上で、再交渉の可能性について△△社に尋ねてみてください。

11. 日本で暮らしているＡ国人から、「Ａ国で配布されていたＢ国メーカー製の燃費向上剤を、日本で乗っている、車検を受けたばかりの外国車のガソリンタンク（アルミ製）に投入して以降、車にいろいろな不調が生じた。最初に車を見せた修理業者からは『分からない』と言われ、ディーラーに車を見せたところ、『ガソリンタンク内から、タンクの材質には使用していない不純物（アルミのサビ）が検出された。原因は燃費向上剤の成分にある』と言われて、修理に20数万円かかった。燃費向上剤のメーカーの日本法人に申し出たところ、『現地メーカーとの交渉の窓口にはなるが、当該燃費向上剤には、アルミのサビが発生するような成分は含まれていない』と言われた。有料でも構わないので、燃費向上剤を分析して車の故障の原因を究明したい」という相談を受けている。〈消費生活Ｃ〉→独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧（http://www.jiko.nite.go.jp/network/index.html）が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト（http://www.kokusen.go.jp/test_list/）が掲載されています。ただし、分析によって何を明らかにしたいのかを明確にしておく必要があるため、まずはディーラーおよび燃費向上剤メーカー側に、それぞれの発言の根拠を合理的かつ具体的に説明するよう求めてはいかがですか。

◆ 品質クレーム関連相談－２件

1. 「通信販売で購入したダウンベスト（表地：ナイロン）が届いたので開封したところ、ツンとする臭いのする白い粉がかかっていた。この粉は何か」という問い合わせを受けているが、化学製品ＰＬ相談センターで分かるか。衣料品にこのような粉をかけることは業界では一般的なのか。〈消費生活Ｃ〉→衣料品に粉をかけることが業界で一般的かどうかの知見は当センターでは持ち合わせていません。（社）日本アパレル産業協会等、関連する業界団体に問い合わせてみてください。ただし、当該ダウンベストの粉が何であるのか、意図的にかけたものかどうかについては、販売した通信販売会社にお問い合わせください。

2. 結婚式の引き出物としてもらった電気ケトルで沸かした湯から異臭がする。取扱説明書によると、フタと本体の材質はポリプロピレンで、「臭いがすることがある」と記載されている。安全性についてメーカーに問い合わせたところ、「健康上の問題はない」と言われたが、本当か。また、何度か沸騰させるなどすれば、臭いは減少するだろうか。〈消費者〉→当センターは特定の商品の安全性等についてお答えできる立場にはありません。当該ポット

のメーカーに、「健康上の問題はない」という合理的な根拠、臭いの対策等について説明するよう要求してみてください。

一般相談等

- 「A国のブランドのついた電気ケトルをA国製だと思って信頼して購入したが、よく見たらB国製と書かれていた。表示によると材質はプラスチックとのことだが、このポットを使用して沸かした湯の中に、プラスチックから何か溶け出すことはないのか」という問い合わせを受けている。〈消費生活C〉→一般的には、プラスチック製の食品用器具等は、食品衛生法に基づく規格基準により、材質試験と溶出試験の両面から規制されています。しかし当センターは特定の商品の安全性等についてお答えできる立場にはありませんので、確かなことは、輸入販売業者に問い合わせるよう、相談者にお伝えください。

- 冷凍してあった団子を電子レンジで解凍した際、団子の上のフィルムも一緒に温めてしまった。フィルムには外見上の変化はないが、何か有害な成分が溶け出したということはないか。〈消費者〉→フィルムに含まれている添加剤が熱によって溶け出すことがあったとしても、ごくわずかな量なので、通常は人体に影響を及ぼすとは考えにくいでしょう。

- トンカツを作って食べていたところ、口の中で異物を感じ、吐き出してみると３～４cmのプラスチック片であった。トンカツを作っているときに、パン粉と小麦粉の袋をハサミで開封した切れ端が混入してしまったのだと思う。油で揚げたことによって、何か有害な成分が溶け出して、トンカツに混ざったのではないか。〈消費者〉→パン粉または小麦粉の袋に含まれている添加剤が熱によって溶け出すことがあったとしても、ごくわずかな量なので、通常は人体に影響を及ぼすとは考えにくいでしょう。

- 掃除用として市販されている重曹やクエン酸を、単独で、または組み合わせて使用する掃除方法について、具体的に教えてほしい。〈消費者〉→当センターは特定の商品の使用方法等についてお答えできる立場にはありません。ご使用になる重曹またはクエン酸の製品表示を確認し、さらに不明な点があればメーカーにお問い合わせください。

- 子供が通っている学校（公立）で、教室内の騒音を緩和するために、不要になった硬式テニスボールに切込みを入れてイスの足にかぶせるという取組みを行っている。それが原因かどうか分からないが、具合が悪くなった児童もいると聞いた。ボールに切込みを入れる作

業中も臭いが強かったので、テニスボールの内部に使用されている材料から放散する化学物質の子供に対する影響を心配して担任に問い合わせたが、“シックスクール”についての意識が低く関心をもってくれない。あるテニスボールメーカーに問い合わせてみたところ、「絶対安全だ」と言われたが、それでも不安だったので自治体に問い合わせたところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。この件に係わる健康被害の情報が寄せられたことはないか。〈消費者〉→当センターでは受付事例がありません。一般的には、メーカーの意図しない用途･用法での使用は、安全であるとの保証はありません。ただし、そのメーカーが責任を持って、そのような使用をしても「絶対安全だ」と言ったのであれば、その根拠について、メーカーから合理的かつ具体的に説明してもらってください。

◆ 水銀式体温計（ケース入り）をバッグに入れて持ち歩いていた。昨日、１週間ぶりにケースを開けたところ体温計が割れていて、水銀がフローリングの床にこぼれてしまった。床の水銀は粘着テープに付着させて集め、バッグの中のものは洗って、回収した水銀とバッグは自治体の分別方法を問い合わせた上で廃棄した。しかしわずかな水銀を取り残している可能性があり心配なため、体温計メーカーに問い合わせたところ、「水銀が残っていたとしても微量なので、普通の生活上は問題ない」と言われた。一方、インターネットで調べているうちに「中毒110番」という電話サービスがあることを知って問い合わせたところ、「水銀そのものを誤飲しても便中に排泄されるが、水銀が気化した場合の蒸気は毒性が高い」と言われた。実際のところ、どうなのか。〈消費者〉→「中毒110番」を運営している（財）日本中毒情報センターのホームページ（http://www.j-poison-ic.or.jp/）によると、「こぼれた水銀を放っておくと蒸気になり、吸入すると毒性がありますが、部屋の通気性をよくしていればほとんど心配ありません」とのことですので、換気を心がけてください。

◆ ジメチルエーテルの臭いについて、インターネットで調べていたところ、「特有の臭い」と記載されているが、どのような臭いなのか。〈消費者〉→臭いの感じ方には個人差もあるため具体的にはお答えしかねますが、ＷＨＯ（世界保健機関）、ＵＮＥＰ（国連環境計画）、ＩＬＯ（国際労働機関）の共同事業である、ＩＰＣＳ（国際化学物質安全性計画）が作成している国際化学物質安全性カード（ＩＣＳＣ）には「特徴的な臭気がある」、また『化学大辞典』（共立出版（株）発行）には「快香を有する」と記載されています。

◆ 「一人暮らしの母（80歳代）が、訪問販売業者から『膝の痛みが和らぐ効果がある』と勧められてジェルを購入した。その後、同じ業者から次々に健康食品などを購入し、支払い不

能となった」という相談を受けている。発端となったジェルについてメーカーに問い合わせたところ、『化粧品だ』という。しかし、製品には配合成分、メーカー名とその住所は表示されているものの、“化粧品”との表示はなく、用途や効能に関する記載もない。どういうことか。また、『アクティビティーノート第120号』掲載の「薬事法～医薬品、医薬部外品、化粧品～」という記事によると、「化粧品」の製造販売にあたっては薬事法に基づく許可が必要とのことだが、そうなのか。当該メーカーが許可を得ているかどうかは、どうすれば分かるか。〈消費生活C〉→「化粧品」の製造販売にあたっては、薬事法に基づき、厚生労働大臣による許可が、また、「医薬部外品」の場合にはさらに製品ごとの製造承認が必要です。許可等を受けているかは、製造販売業者等が所在する都道府県の薬務担当の課に問い合わせてみるとよいでしょう。また、薬事法では、医薬部外品の場合には容器等に“医薬部外品”と表示することを義務づけていますが、化粧品に“化粧品”と表示するようには義務づけていません。なお、「膝の痛みが和らぐ」という効果については、メーカー自身がうたっているのか、それとも訪問販売業者が独自の判断で発言したのかが不明ですが、このような表現は「化粧品」の効能の範囲（平成12年12月28日医薬発第1339号）をこえています。

◆ 『アクティビティーノート第127号』掲載の「スプレー缶（エアゾール製品）の廃棄方法について」という記事に、「（エアゾール製品の廃棄の際の）穴開け作業中の事故の発生を受けて、経済産業省は穴を開けないように消費者に注意を促している」とある。当自治体の廃棄ルールでは現在も穴を開けて廃棄することになっているのだが、経済産業省が、いつ、どこでそのようなことを言っていたのか。〈消費生活C〉→経済産業省主催の「製品安全点検日セミナー」（http://seihin-anzen.jp/index.html）等で、事故事例と共に紹介されたほか、経済産業省の「製品安全ガイド」（http://www.meti.go.jp/product_safety/index.html）にも掲載されています。（なお、エアゾール製品関連業界で、缶の中に残った中身を確実かつ安全に抜くための「中身排出機構」を製品に付ける取組みも進められています。）

◆ 学校から「“光線過敏症”の児童が入学する可能性があるため、紫外線カット率90%のフィルムを窓に貼ってほしい」という施工依頼を受けた。そこで、「紫外線カット率90%」と表示されたフィルムを使用して施工したのだが、このフィルムは、使用環境や日差しなどによっては90%もカットできないということを耳にした。もし、それが事実で、そのために“光線過敏症”の児童の健康に影響を及ぼした場合、当社は製造物責任を問われるのか。〈事業者〉→ＰＬ法は、製品の欠陥によって生命、身体または財産に係る被害が生

じた場合における製造業者等の損害賠償責任について定めている法律であって、施工などの役務(サービス)上の問題は該当しないとされています。しかしその場合でも、貴社と学校とが交わした契約の内容によっては、民法に基づく債務不履行責任、瑕疵担保責任等を問われる可能性があります。まずはフィルムのメーカーに、「紫外線カット率90%」という表示について、測定方法や根拠を確認するとよいでしょう。

◆ **家庭用接着剤を初めて輸入販売するにあたり、安全に関する事項の表示について教えてほしい。〈事業者〉** →ＰＬ対策を目的とした警告表示を具体的に義務づけている法律はありませんが、使用にあたり考えられる危険性については、注意･警告を表示しておくことが望ましいでしょう。有償無償にかかわらず業として製造したものについては製造物責任法が適用され、製品表示が十分でない場合、事故が起きた際に製造物責任を問われる可能性もあります。その他、接着剤の一般的な表示事項については日本接着剤工業会(http://www.jaia.gr.jp/)に問い合わせてみてください。また具体的な書き方については、当センターでは特定の事業･商品に関するコンサルタント業務は行っておりませんので、コンサルタント会社、損害保険会社等にご相談ください。

◆ **事業者から「『特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律』（ＰＲＴＲ法)に関連する実証実験をしたいので、実験手法を教えてほしい」という問い合わせを受けている。〈行政〉** →(社)日本化学工業協会 環境安全部に問い合わせてみてください。

化学製品ＰＬ相談センターニュースメールメンバー登録受付中！

『アクティビティーノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせするインターネットメールサービスです。

・人数や資格の制限はありません。(誰でも登録できます)
・費用は無料です。(インターネット通信費･接続費は各自でご負担ください)
・お申し込みはE-mail (PL@jcia-net.or.jp) またはFAX (03-3297-2604) で。
① ご氏名（フリガナ） ② お勤め先（フリガナ） ③ ご所属･お役職･ご担当など
④ ご連絡先（勤務先か自宅かを明記）の住所･TEL･FAX･E-mailアドレス

※ ご連絡頂きました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

★アクティビティーノートに関するご意見･ご感想をお待ちしております。

化学製品ＰＬ相談センター
〒１０４－００３３ 東京都中央区新川１－４－１ 住友六甲ビル
ＴＥＬ：０３－３２９７－２６０２ ＦＡＸ：０３－３２９７－２６０４
ＵＲＬ：http://www.nikkakyo.org/plcenter/

2.　ちょっと注目

―毎月の相談事例からテーマを選んで調べてみました。

「化粧品」などの効能および表示について

消費生活センターから当センターへの相談に、「市民が訪問販売業者から『膝の痛みが和らぐ効果がある』と勧められて購入したジェルについて、メーカーに問い合わせたところ『化粧品だ』というが、製品には配合成分、メーカー名とその住所は表示されているものの、“化粧品”との表示はなく、用途や効能に関する記載もない。どういうことか。また、化粧品の製造販売にあたっては薬事法に基づく許可が必要とのことだが、当該メーカーが許可を得ているかどうかは、どうすれば分かるか」というものがありました。

薬事法における「化粧品」の定義は、概ね、「人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なもの」とされています。例えば、メークアップ用化粧品、基礎化粧品のほか、化粧石けん、ボディソープ、シャンプー、リンス、ハミガキ、入浴剤(浴用化粧品)などが、これに該当します。しかし「化粧品」に類似した商品でも、例えば、メラニン色素の生成を抑えることにより日焼けによるしみ・そばかすを防ぐ効果などがある薬用化粧品、殺菌消毒効果などのある薬用石けん、フケとりシャンプー等の薬用シャンプー、歯周病などを予防する薬用ハミガキ、温浴効果などのある入浴剤(浴用剤)などのような、特定の目的に対して効能・効果が認められた成分が一定の濃度で配合されているものは、「医薬部外品」に分類されます。

「化粧品」に認められる効能の範囲は、例えば、「肌にはりを与える」、「皮膚の乾燥を防ぐ」、「頭皮、毛髪にうるおいを与える」など、厚生省医薬安全局長通知(平成 12 年 12 月 28 日医薬発第 1339 号)によって具体的に定められています。今回の相談事例で、「膝の痛みが和らぐ効果がある」ということを、メーカー自身がうたっているのか、それとも訪問販売業者が独自の判断で発言したのかが不明ですが、このような表現は、「化粧品」の効能としては認められていません。

消費者にとって、「化粧品」か「医薬部外品」かが、一見しただけでは区別しにくい場合もありますが、「医薬部外品」の場合には、容器または被包(包装材料)に“医薬部外品”と表示することが、薬事法で義務づけられています。一方、「化粧品」に“化粧品”と表示するようには義務づけられていません。製造販売業者の氏名または名称および住所の表示は、「化粧品」「医薬部外品」ともに義務づけられています。成分については、「化粧品」の場合は原則として全ての配合成分を表示することが義務づけられていますが、「医薬部外品」の場合は表示義務があるのは「表示指定成分」のみです。ただし、日本化粧品工業連合会(http://www.jcia.org/)などの関連業界では、医薬部外品についても自主的に全成分表示の取組みを進めています。

また、「化粧品」「医薬部外品」を製造・輸入する際には、薬事法に基づく許可が必要で、「医薬部外品」の場合には、さらに製品ごとの製造承認も必要です。申請手続きは、製造販売業者等が所在する都道府県で取り扱われますので、詳しくは都道府県の薬務担当の課にお問い合わせください。

３．入手資料の紹介

―2007 年 12 月度に化学製品ＰＬ相談センターで入手したおもな資料をご紹介します。
あわせて、資料のなかで化学製品に関連すると思われる記事についても紹介しています。

1. 独立行政法人 国民生活センター『たしかな目』№258、January. 2008
2. 独立行政法人 国民生活センター「今月の原因究明テスト実施状況('07 年 10 月分)」2007 年 12 月 7 日
3. 独立行政法人 国民生活センター「ガリレオ温度計が割れて化学やけど」2007 年 12 月 7 日
4. 東京都消費生活総合センター『東京くらしねっと』№127、平成 19 年 11 月号
5. 東京都消費生活総合センター『東京くらしねっと』№128、平成 19 年 12 月号
6. ガス石油機器ＰＬセンター『ＩＮＦＯＲＭＡＴＩＯＮ』2007. 11
7. 日本化粧品工業連合会ＰＬ相談室「ＰＬ相談室受付概要(平成 18 年 12 月～平成 19 年 11 月)」
8. 日本石鹸洗剤工業会『ＣＬＥＡＮ　ＡＧＥ』№212、2007 年 12 月号；
   ・どこがどう違うのか･･･「滅菌」「殺菌」「除菌」「抗菌」などの用語
9. 家電製品ＰＬセンター『インフォメーション(2007 年 11 月度)』
10. (社) 日本塗料工業会『日塗工月報』平成 19 年 12 月号
11. (株) 損保ジャパン・リスクマネジメント「国内製品リコール情報(2007 年 11 月分)」
12. ＮＰＯ法人埼玉消費者被害をなくす会「なくす会ニュースレター」第 12 号、2007 年 11 月 20 日

４．　メディア情報から

―新聞(首都版)などで報道されている、化学物質・化学製品、消費者問題等に関する記事を紹介するコーナーです。
(記事の存在のみご紹介しています。記事そのものの提供は著作権法により禁じられていますので、内容の詳細は各紙面でご確認ください)

＊ 企業からの積極的な報告で、製品評価技術基盤機構に寄せられた事故情報件数が増加 (12/8 読売)

＊ セルフスタンドでの給油、静電気による引火や追加給油による噴きこぼれ等のトラブルも (11/20 日経)

＊ 肥料等に使われる生石灰が水と反応し発熱・出火する火災が相次ぎ、東京消防庁が注意喚起 (11/20 日経)

＊ 国民生活センター機能縮小案をめぐり、反対意見書や専門官庁の設立提言も (11/20 読売、12/4 産経、12/7 朝日)

＊ 内閣府が、国民生活センターの消費者相談窓口の廃止案を転換して存続へ (12/7 朝日)

＊ 消費生活用製品安全法改正～ガス瞬間湯沸かし器などのメーカーに利用者への点検時期通知を義務づけ (11/24 毎日、11/30 朝日)

＊ 学校で運動場のライン引きに使う消石灰(水酸化カルシウム)が目に入り視力障害に。文部科学省が安全性が高い炭酸カルシウムを使うよう通知 (12/3 日経、12/4 産経)

＊ 厚生労働省が食品衛生法の玩具規格基準を見直し、鉛などへの規制強化へ (12/5 毎日)

＊ 「ガリレオ温度計」を誤って割り、中の液体により化学やけどを負った事故を受けて、国民生活センターが注意喚起 (12/8 読売、毎日)

Living の化学

第９回　エチレン

秋から冬にかけては旬のリンゴが味わえる季節です。

このリンゴと他の果物を一緒に置いておくと、一緒に置いていた果物が、その果物だけを置いておいたときよりも早く熟した経験がある方はいらっしゃいませんか？

じつはこれ、「エチレン」という化学物質が原因なのです。

エチレンは、自然界にごく普通に存在する、かすかににおいのある気体です。

エチレンは果物を成熟させる植物ホルモンでもあり、成熟だけでなく落葉にも関係する物質です。果物は自分でエチレンを出して熟成していきます。

また、果物は熟す前に収穫しても、そのまま成熟を続けます。この現象は追熟と呼ばれ、やはり果物自身が出すエチレンの影響によるものです。

エチレンは果物によって発生量が異なります。リンゴは果物の中でもエチレンの発生量が多い部類に分けられます。このため、リンゴと一緒に置いておいた果物はリンゴから発生するエチレンの影響により成熟しやすくなるのです。リンゴ以外では、パッションフルーツ、チェリモヤなどがエチレンの発生量が多い部類の果物です。

このように果物の成熟を促すエチレンですが、そのままにしておくと成熟を更に進め、老化を招き、果物を傷めてしまいます。

果物を保存するときには、エチレンの特徴を生かすため、

- リンゴのようにエチレンをたくさん出す果物とあまり出さない果物を同じ場所に一緒に保存するときは、リンゴをポリ袋などに入れて保存しましょう。
- 逆に、なかなか成熟しない成熟前のキウイフルーツは、リンゴのようにエチレンをたくさん出す果物と一緒にポリ袋に入れ常温で置いておくと短時間で成熟します。
- バナナは房のままでポリ袋に入れておくと１本１本のバナナが出すエチレンの影響で房全体の成熟が早まります。長く保存をするには、１本ずつ分けてポリ袋に入れておくと房のままのときと比べ長く保存をすることができます。

※　次号の『アクティビティーノート』は、２月１３日頃に発行の予定です。お楽しみに。